



piece up

～繋ぎ合ってゆく～

10月号



発行日：令和7年9月25日 発行人：税理士法人中山会計 情報発信委員会



お客様との信頼関係を深め、社員ひとりひとりが、ジグソーパズルの不可欠なピースのようにしっかりと繋がりが合い中山会計を創っていく こんな思いをこめて“piece up”



税理士法人 中山会計
NAKAYAMA Tax Accountant's Firm

おかげさまでpiece upを発行して10年目に入ります。
このpiece upを通じてもっと私たちを知って頂き、お客様の身近な存在であることをお伝えいたします。情報発信、活動報告、これらを“piece up”に載せて・・・

令和6年能登半島地震に係る国税の申告納付等のお知らせ

国税庁では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県及び富山県を対象に国税に関する申告、申請、納付等の期限を延長する措置を講じておりました。

今般、期限延長措置を継続していた石川県輪島市、珠州市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町における国税に関する申告・納付等の期限について、延長期日が**令和7年10月31日(金)**に指定されました。

これをもって、全ての地域における申告・納付等の期限延長措置が終了となります。

※上記期限までに申告・納付等が困難な方、振替納税をご利用の方等の詳細お手続きにつきましては、国税庁ホームページにてご確認をお願いいたします。

令和7年分年末調整の主な改正

① 基礎控除の見直し

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		改正前
	改正後 ^(注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

(注1) 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

(注2) 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

(注3) 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

② 給与所得控除の見直し

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30% + 8万円



国税庁ホームページもぜひご覧ください！

③ 特別親族特別控除の創設

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

その他、ご質問やご不明点がございましたら、弊社までお気軽にお問合せくださいませ



新入社員のご紹介



税務部資産税課所属
毛利雅之（もうりまさゆき）

40年間勤務した国税の職場からの入社です。前職では、相続税・贈与税・土地等の譲渡所得の税務調査を専門としていました。今までの経験を活かし少しでもお役に立てればと思っています。新入社員ながら、ほぼ最年長者となりますが、よろしくをお願いします。



中小企業新事業進出補助金（2次公募）スタート！
～新規事業の設備投資をご検討中の方は必見です！～



9/12に、経済産業省より、今年度の目玉補助金の一つである「中小企業新事業進出補助金（2次公募）」が発表されました。**自社にとっての新製品（または新サービス）を新規顧客層に向けて提供するために必要な設備投資等**の支援を受けられる、大規模な補助金です。

以下の概要をご覧ください、「詳しく話を聞きたい！」「申請したいのでサポートをお願いしたい！」という方がいらっしゃいましたら、いつでもお気軽に弊社担当者までお声がけください👉

概要	既存事業とは異なる「新分野事業」に挑戦するための設備投資等を支援
補助対象経費	建物工事（新築・増改築）、機械装置、ソフトウェア、システム構築ほか
補助内容	■補助率：1/2 ■補助下限額：750万円 ※最低でも1,500万円の設備投資等が必要です。 ■補助上限額：従業員数によって以下の4パターンに分かれる。 ①20人以下：2,500万円(3,000万円) ②21～50人：4,000万円(5,000万円) ③51～100人：5,500万円(7,000万円) ④101人以上：7,000万円(9,000万円) ※()内は事業終了時まで大幅な賃上げを実施する場合に適用されます。
主な要件	■事業者にとっての「新製品（または新サービス）」を「新規顧客層」に提供する新たな挑戦であること。 ■給与総額または1人あたり給与支給総額を一定以上増加させること。 ■事業所内最低賃金を都道府県の最低賃金+30円以上の水準にすること。
活用例	■自動車部品製造業：半導体部品の製造に参入するため、工場を増築し、最新の工作機械を導入。 ■弁当製造業：レトルト食品の製造に参入するため、設備を導入して新たな製造ラインを構築。
応募期間	令和7年12月19日（金）18時

**10/2(木)、3(金)は、社内行事のため休業いたします。
何卒よろしくお願い申し上げます。**